

いじめ防止基本方針

－すべての児童生徒が幸せを感じる学校生活を送ることをめざして－

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

したがって、いじめ防止の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、ひとりの人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が幸せを感じ、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめを防止することを旨に行わなければならない。このような基本理念に則り、本校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

< もくじ >

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方
- 2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）
- 3 いじめの未然防止のための取組
- 4 早期発見・早期対応の在り方
- 5 いじめ問題に取り組むための校内組織
- 6 いじめ防止指導計画の整備について
- 7 重大事態への対応
- 8 教職員の研修の充実

令和8年4月改訂

球磨村立球磨清流学園

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にもどの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への取組に当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と大きく関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

○ いじめとは…

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」から引用】

なお、いじめは社会性を身に付ける途上にある児童生徒等が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめ防止のための基本姿勢（5つのポイント）

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、担任はもとより生徒指導担当・情報集約担当者（教頭）を中心に様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童生徒の心身の安全を保障するとともに、学校内だけでなく村教育委員会や関係機関と連携し、解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が連携し、事後指導に当たる。

3 いじめの未然防止のための取組

児童生徒一人一人が認められ、互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせることで、自己有用感の高まりや自尊感情を育むことができるように努める。

特別の教科道徳や人権学習を中心に命の大切さについての指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を児童生徒が持つよう教育活動全体を通じた指導を行う。また、見て見ぬふりをする行為や無視する行為も「傍観者」としていじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① あいさつ運動

児童生徒会執行部が中心となり、縦割り班であいさつの向上を目指した取組を行う。

② 人権リーダーによる人権集会

代議員を中心に児童生徒による自発的な活動を通して、望ましい人間関係をつくる。

③ 縦割り班活動

異学年で編成した班活動を通して、望ましい人間関係をつくる。

(2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである」という立場に立ち、教育活動を推進する。

② 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさや喜びを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。

また、学校行事、児童生徒会活動、総合的な学習の時間及び生活科等における道徳性の育成に資する体験活動を推進する。

4 早期発見・早期解決の在り方

(1) いじめの早期発見のために、担任はもとより生徒指導担当、情報集約担当者（教頭）を中心に様々な手段を講じる。

① 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

② 様子がおかしいと感じた児童生徒がいる場合には、児童生徒理解の時間等（月2回程度）の場において気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童生徒を見守る。

必要に応じて気になる児童生徒には日記を書かせるなど、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることにより、相互の信頼関係を構築する。

③ 児童生徒の様子に変化が見られる場合には、生徒指導担当、また、管理職から助言を受けたことを基に教師が積極的に働きかけを行い、当該児童生徒に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動において悩み等を聞き、家庭訪問を実施するなど、問題の早期解決を図る。

④ 年2回の icheck や月例の学校生活アンケート「生活アンケート」（県教委実施の「心のアンケート」を含む）を行い、児童生徒の悩みや人間関係等を把握する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮する。また、相談しやすい環境づくりを推進する。アンケート等は5年間記録を保管する。

⑤ インターネットの特殊性による危険を十分に理解するとともに、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を充実させる。

⑥ 全ての教育活動を通じて、豊かな人権感覚を育み、実践的な態度を養う人権教育及び道徳教育の推進を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

① いじめ問題を発見した場合は、学級担任だけで抱え込むことなく、生徒指導担当・情報集約担当者（教頭）を中心に初動体制を確立し、不登校いじめ対策委員会において対応を協議する。その中で的確な役割分担を行い、校長以下、全ての教職員でいじめ問題の解決に当たる。また、対応に当たる職員は、被害児童生徒の心身の安全を最優先に考え、加害児童生徒に対しては毅然とした態度で事後指導に当たる。

② 傍観者の立場にいる児童生徒等にも、加害者と同様であることを理解させる。

③ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

- ④ すぐに加害児童生徒が謝罪し、職員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合は「いじめ」として対応する必要はないが、不登校いじめ対策委員会等により情報を共有する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きた場合は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決を行わない。
- ② 学校内だけでなく村教育委員会や関係機関と連携をして解決に当たる。
- ③ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行う。
- ④ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等、いじめ問題の相談窓口があることを情報提供する。

いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

正確な実態把握 (事実確認)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者双方、周囲の児童生徒から聴き取り、記録する。 ● 個々に聴き取りを行う。 ● 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。 ● ひとつの事象にとらわれずいじめの全体像を把握する。
指導体制、方針決定	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導のねらいを明確にする。 ● 全ての教職員の共通理解を図る。 ● 対応する教職員の役割分担を考える。 ● 村教育委員会、関係機関との連携を図る。 ● 「子ども SOS」等のいじめ問題等の相談窓口があることを情報提供する。
児童への指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。 ● 加害児童生徒に相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である。」という人権意識を持たせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直接会って、具体的な対策を話す。 ● 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。 </div>
事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的に指導や支援を行う。 ● カウンセラー等の活用も含め心のケアに当たる。 ● 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「児童理解の日」

月 2 回に全教職員で問題傾向を有する児童生徒について、現状や指導について

の情報の交換及び共通行動についての話し合いを行う。また、それぞれのステージ会議や夕会で共有するべき児童生徒について話し合う。

② 「不登校いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、情報集約担当者、生徒指導担当、養護教諭、必要に応じて当該学級担任等による対策委員会を設置する。月例または必要に応じて委員会を開催し、対策等について協議する。対策委員会での内容や事案への対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ① 緊急の生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を講じるとともに、生徒指導担当へ報告し、生徒指導担当は管理職へ報告する。また、状況によっては、緊急不登校いじめ対策委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は副校長・校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。
- ② 重大ないじめ事案の発生時は、緊急いじめ対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成し対応する。
- ③ 調査班や対応班から得た情報や緊急いじめ対策会議等において協議された内容は、生徒指導担当が記録に残す。

《いじめ問題に取り組むための校内組織》



6 いじめ防止指導計画の整備について

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組む。

計画を作成するに当たっては、教職員の研修、児童への指導、保護者や地域との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進する。

<いじめ防止年間計画>

月	職員会議等	防止対策	早期発見
4	不登校いじめ対策委員会 ・方針の確認 ・指導計画等	学級づくり 人間関係づくり 児童生徒会の取組	生活アンケート
5	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等		生活アンケート
6	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	心の絆を深める月間 人権学習	生活アンケート Icheck
7	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	児童生徒会の取組 人権集会	生活アンケート 教育相談旬間
8	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	学級づくり 人間関係づくり	生活アンケート
9			
10	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	児童生徒会の取組	生活アンケート
11	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	児童生徒会の取組	生活アンケート
12	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	人権学習 人権集会	教育相談旬間 心のアンケート
1	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	学級づくり 人間関係づくり	生活アンケート
2	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等	人権学習 人権集会	生活アンケート 教育相談旬間
3	不登校いじめ対策委員会 ・定例報告等 ・次年度の計画	学年のまとめ	生活アンケート

事案発生時、緊急職員会議等

学校生活アンケート、教育相談（月一回）

7 重大事態への対応

<p>重大事態（法28条）とは</p> <p>(1) いじめにより当該学校に在籍している児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒が自殺を企画した場合 ■ 身体に重大な被害を負った場合 ■ 金品等に重大な被害を被った場合 ■ 精神性の疾患を発症した場合 <p>(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められたとき</p>
--

(1) 法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

(重大事態として早期対応しなかったことにより生じる影響)

(2) 重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことにより、被害が深刻化した結果であるケースが多い。したがって、「疑い」が生じてもおお、学校が速やかに対応しなければ、いじめの行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性がある。最悪の場合、取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、学校の設置者及び学校は、重大事態への対応の重要性を改めて認識する。

(3) 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを認識する。